

## 2025年度予算 第2次省庁要請行動

### こども家庭庁要請行動

第2次要請行動 2024年11月18日

自治労参加者：正本堅士 一般現業部会幹事、吉村秀則 事務局長

こども家庭庁参加者：成育局 保育政策課、同 公定価格担当室

(1) 保育所調理員は、施設の老朽化や現代の調理業務に適していない設備の中で食事提供するとともに、様々な個々食を適切かつ迅速に対応している。また乳幼児期の子どもに必要な知育・徳育・体育の基礎となる職員間連携による「食育」の実践や、様々な感染症への対応など、その業務内容は複雑・高度化している。このような状況を踏まえ、給食調理員の明確な職員配置基準を設け、その改善を図ること。また、同様の理由から「保育体制強化事業」の保育に係る周辺業務に調理補助業務を加え、現場の体制強化をはかること。

#### ①<こども家庭庁>第2次要請 項目1回答の概要

児童福祉施設の設備運営基準においては、外部搬入をする場合を除いて、調理員は基本的に配置必須であるが、法令上で具体的な配置数を定めていない。この点に関しては施設の規模や児童数などの事情に応じて柔軟に配置されていると認識している。

「保育体制強化事業」については、保育士の負担軽減をはかり保育士の働きやすい職場環境の整備を目的としている。そのため保育支援者は、給食の配膳・後片付け、保育設備の消毒・清掃等の業務に携わることとなっている。基本的には保育士の負担軽減が最優先となるため、その点をご理解の上で活用しながら取り組んでいただきたい。

#### ②<自治労>第2次要請 項目1追加要請1

今年度の第1次要請においても調理員の公定価格の基本分単価を「30人以下で調理員1人、120人以上で3人」といったように、緩和を進めることはできないか、と要請させていただいた。配置基準が定められた当時と異なり、アレルギー対応以外にも、離乳食の段階的な対応など、実態は変わってきている。0歳児に留まらず1歳児にも離乳食提供が必要とされる場合や、幅広い宗教食の提供、医療的ケアおよび児童発達支援センターとの並行通園児への携帯食の提供、加えて「こども誰でも通園制度」の開始など、保育だけでなく調理分野においても業務が増加してきている。その中で、当時に定められた配置基準は少ないと捉えており、再考をお願いしたい。

#### ③<こども家庭庁>第2次要請 項目1追加要請1に対する回答

現状の配置基準は公定価格上で「子ども40人以下で1人、40人以上150人以下で2人、それ以上で3人」であるが、ご指摘の通り宗教食などの対応業務が増えているのだと認識している。その上で食育に関しては栄養管理加算を拡充した通り、今後でも取り組んでいきたいと考えている。また今後、保育所が多様な子どもの受け皿になるという観点からも、宗教に関する対応等は、食事の提供に限った課題ではないため、しっかりとした検討を行っていく。現行では、ICT活用として翻訳機の導入にかかる補助を行っているが、宗教食の点も含め、食育に関することも検討に入れていきたい。

**④<自治労>第2次要請 項目1追加要請2**

今回、保育士の配置基準が70数年ぶりに見直され、実態に合わせる形になった。そういった中で調理を担う公立保育所の職員から、同じく70数年見直されていない調理員から配置基準の見直しを要望する声が多く出ている。現状を調査し、公定価格と実態の不一致がないか確認の上、配置基準の見直しの検討をお願いする。

**⑤<こども家庭庁>第2次要請 項目1追加要請2に対する回答**

保育調理員からの見直しの声が大きいいという意見も踏まえ、今回の保育士の配置基準見直しの際に「子ども・子育て支援分科会」では、「しっかりと検証してください」との意見もいただいているが定性的・定量的な検証は難しい側面があるとも感じている。今回いただいた意見も踏まえると、引き続き検討を行っていく必要があると考えている。

(2) 「保育環境改善等事業」の対象事業に老朽化する公立保育所調理室の施設整備を可能とする項目を追加すること。

**①<こども家庭庁>第2次要請 項目2回答の概要**

公立保育所の整備については、調理室も含めて地方交付税化されているため、基本的には地方交付税で対応するものと考えている。なお、「保育環境改善等事業」において、保育の質の向上を目的とし、軽微な改修等に活用することは、これを特段妨げるものではない。

**②<自治労>第2次要請 項目2追加要請1**

公設の民営保育所は老朽化が進んできている。保育所自体の老朽化もさることながら、調理場は水やガス、熱を持つ機器を使用するため、老朽化が一層激しい状況である。給食提供施設では老朽化に伴う害虫発生などのケースも考えられ、さまざまな問題につながる。駆除費を確保し業者対応を行うこともあるが、本来は発生源に対する改修等の対策が必要であることから、調理場に対する改修予算を確保していただきたい。「保育環境改善等事業」は保育に特化しつつも調理室にも活用できるものと、今年度第1次要請でご回答いただいているが、実際に交付金が各自治体から配分された際は、子どもたちが過ごす場所に予算が講じられ、調理場への予算

配分は限りなく少ない実態である。調理室への活用について、通達などで強く周知する等の対応をお願いしたい。

(3) 医療的ケアが必要な児童の受け入れに関しては、トロミ食やミキサー食等、個々の状況に応じた対応が求められることから、調理部門においても、受け入れに応じた予算措置を行うこと。

あわせて、近年では医療的ケア児の対象ではないものの、児童発達支援センターと保育所間で並行通園を行う事案が増え、障害児童への食事配慮も増加していることから、必要な予算措置を行うこと。

#### ①<こども家庭庁>第2次要請 項目3回答の概要

「医療的ケア児保育支援事業」において、医療的ケア児を受け入れるために掛かる費用を補助している。トロミ食やミキサー食等の個々の状況に応じた対応が求められる場合に当該事業を活用いただけるため、そのようにご対応をお願いしたい。

児童発達支援センターと保育所間で併設については、2022年に省令改正が行われたが、併設によって調理員の増員が必要であるとは現時点で考えていないが、調査研究の中で、どのような子どもの交流が行われているか、実態把握を行っているところであるため、実態を踏まえて必要な支援があれば検討していきたい。

#### ②<自治労>第2次要請 項目3追加要請1

医療的ケア児同様の扱いではなくとも、公立保育所に並行通園されている障害児の子どももいる。療育センターのような専門調理施設では、専用機材でトロミをつけた食材提供等の対応が行えるが、公立保育所では専門のスキルを持った人材も専用機材もないため、並行通園児に対して同等の対応ができない。通常使用する機材でどうにか対応しているが、療育センターに従事する専門調理師の視点で見ると、いつか事故案件になるという見解もされている。こういった事態を防ぐためにも、人員確保や機材更新の予算措置をお願いしたい。

あわせて実態把握を行っているとのことで、現場意見を踏まえ、今後の検討をお願いしたい。

#### ③<こども家庭庁>第2次要請 項目3追加要請1に対する回答

児童発達支援センターと保育所が併設されている所に対し調査しているため、併設されていない公立保育所に並行通園している子どもの案件は調査対象に含まれない。要請された件は、人員対応というより、提供の仕方で改善が可能と捉えたが、ガイドライン等に基づいて対応を行っているのか確認したい。医療的ケア児に至らないことは、健常見でアレルギー対応が必要という扱いと同様で、ガイドライン等を参考にしながら提供する必要があると考える。

#### ④<自治労>第2次要請 項目3追加要請1に対する回答への要請

医療的ケア児と、前述の並行通園をする子どもへの食事提供にあたって必要な対

応は似ており、口での咀嚼消化ができないため、療育センターで提供しているレベルと同等のキザミ食の提供が必要である。看護を要する医療的ケア児と全く同じということではないが、離乳食提供とは明らかに異なる対応が必要な携帯食を提供するには、とても人員と予算が足りていないという現場実態がある。

(4) 物価高騰により現場では食材費が逼迫していることから、必要な予算措置を早急に求めるとともに、少子化対策を踏まえ、給食費無償化にむけ予算措置を講ずること。

①<こども家庭庁>第1次要請 項目4回答の概要

保育所等における給食費の無償化については、園が給食を提供しない場合の保護者負担の関係や、在宅子育てをする世帯とのバランス、追加的財源が必要となる等の課題があり、「こども未来戦略」には盛り込まれていない。

物価高騰については重点交付金等で自治体が補助を行っているため、高騰に際して必要となる場合には、自治体に相談いただき対応をお願いしたい。

②<自治労>第2次要請 項目4追加要請1

依然として物価高騰が続いているため、引き続き実態を見ながら予算編成をお願いする。

(5) 安全・安心な保育提供場の確保にむけ、用務員や事務員の要員配置を児童福祉施設最低基準33条の職員配置に加えるとともに、要員確保を可能とする予算措置を講ずること。

①<こども家庭庁>第2次要請 項目5回答の概要

用務員や事務員の配置については、特段、法令上で具体的な基準などは設けていないが、安全・安心な保育提供のための環境確保は重要である。配置について最低基準に組み込むことは現時点で検討していないが、業務負担の軽減にむけ、保育補助者の配置やICT化の取り組みなどを進め、安全・安心な保育環境の確保にむけて取り組んでいく。

②<自治労>第2次要請 項目5追加要請1

用務員について、全国の自治体で一定数配置されているが会計年度任用職員やシルバー人材センターからの派遣により業務対応していることが多い。正規職員の配置の際は、用務員としての業務である衛生管理業務等を担いながら、主任やフリー保育士同様に保育所内の保育や事務の運営補助を行うなど、保育士の人材不足の補填として活用されている部分がある。正規職員でない場合は、派遣会社との契約により業務内容が固定されるために柔軟な対応ができない。

保育士の配置基準の見直しは、業務負担が増加した等の検証を踏まえ実施したと認識であるが、実態では負担軽減に追い付いていないという声も聞こえている。そ

うした観点からも含め、用務員を最低基準の職員配置に加えていただくよう、検討を要請する。また、保育所の安全・安心の観点を理解されているのであれば、用務員の活用による保育士の負担軽減事例の発信など、自治体にとって有益な取り組みにつながる対応をお願いしたい。

#### ④<自治労>第2次要請 項目5追加要請2に対する回答

こども家庭庁のホームページには、「保育分野の業務負担軽減、業務の再構築のためのガイドライン」という保育士の負担軽減に参考にできるガイドラインが掲載されている。また、これを基に複数の保育施設の取り組みを纏めた「業務改善実施にむけた事例集」も同じく掲載しているため、こういったものを活用し業務負担軽減につなげていただければと考える。

#### 【公立保育所の全国的な委託状況について】

##### <自治労>第1次要請 その他1

全国的に保育士の人員が不足する一方、公立保育所では委託や廃止統合が進んでいる。あわせて保育調理を担う調理員が加速度的に減少している。調理において保育所運営に最低限必要な調理員数が不足した場合、調理の外部委託が進むと考えられるが、全国的な委託状況について把握しているかお聞きしたい。

##### <こども家庭庁>第1次要請 その他1に対する回答の概要

基礎データとして把握しておくべき数値であると認識しており、データはあると思われるため、追って確認する。

2024年 11月 18日

こども家庭庁長官  
渡辺 由美子 様

全日本自治団体労働組合  
中央執行委員長 石上 千博

#### 2025年度政府予算編成に関する要請書

日頃より、こどもに関する行政の推進にご尽力されている貴職に敬意を表します。

いま日本は人口減少や超高齢化に対応するための社会的な変革を迫られています。その困難に直面する一方、労働者にとっては経済状況や労働の価値に見合った十分な賃金が確保されておらず、日本の活力に大きな影を落としています。もはや、

次世代を担う若者たちにとっては、明るい未来を展望することさえ難しい状況です。

こうした中、地域の子ども子育て支援では、すべての子どもたちが最善の利益を受けることができる総合的な支援のあり方を追求していかなければなりません。そのためにも、調理員を含む保育スタッフには保育所内だけではなく、地域活動団体やNPO等の広範な人々との連携による、地域すべての乳幼児の「食育」や「食支援」の取り組みが求められます。

つきましては、2025年度の政府予算編成にむけて、以下の通り要請します。

### 記

- (1) 保育所調理員は、施設の老朽化や現代の調理業務に適していない設備の中で食事提供するとともに、様々な個々食を適切かつ迅速に対応している。また乳幼児期の子どもに必要な知育・徳育・体育の基礎となる職員間連携による「食育」の実践や、様々な感染症への対応など、その業務内容は複雑・高度化している。このような状況を踏まえ、給食調理員の明確な職員配置基準を設け、その改善を図ること。また、同様の理由から「保育体制強化事業」の保育に係る周辺業務に調理補助業務を加え、現場の体制強化をはかること。
- (2) 「保育環境改善等事業」の対象事業に老朽化する公立保育所調理室の施設整備を可能とする項目を追加すること。
- (3) 医療的ケアが必要な児童の受け入れに関しては、トロミ食やミキサー食等、個々の状況に応じた対応が求められることから、調理部門においても、受け入れに応じた予算措置を行うこと。  
あわせて、近年では医療的ケア児の対象ではないものの、児童発達支援センターと保育所間で並行通園を行う事案が増え、障害児童への食事配慮も増加していることから、必要な予算措置を行うこと。
- (4) 物価高騰により現場では食材費が逼迫していることから、必要な予算措置を早急に求めるとともに、少子化対策を踏まえ、給食費無償化にむけ予算措置を講ずること。
- (5) 安全・安心な保育提供場の確保にむけ、用務員や事務員の要員配置を児童福祉施設最低基準33条の職員配置に加えるとともに、要員確保を可能とする予算措置を講ずること。

以上